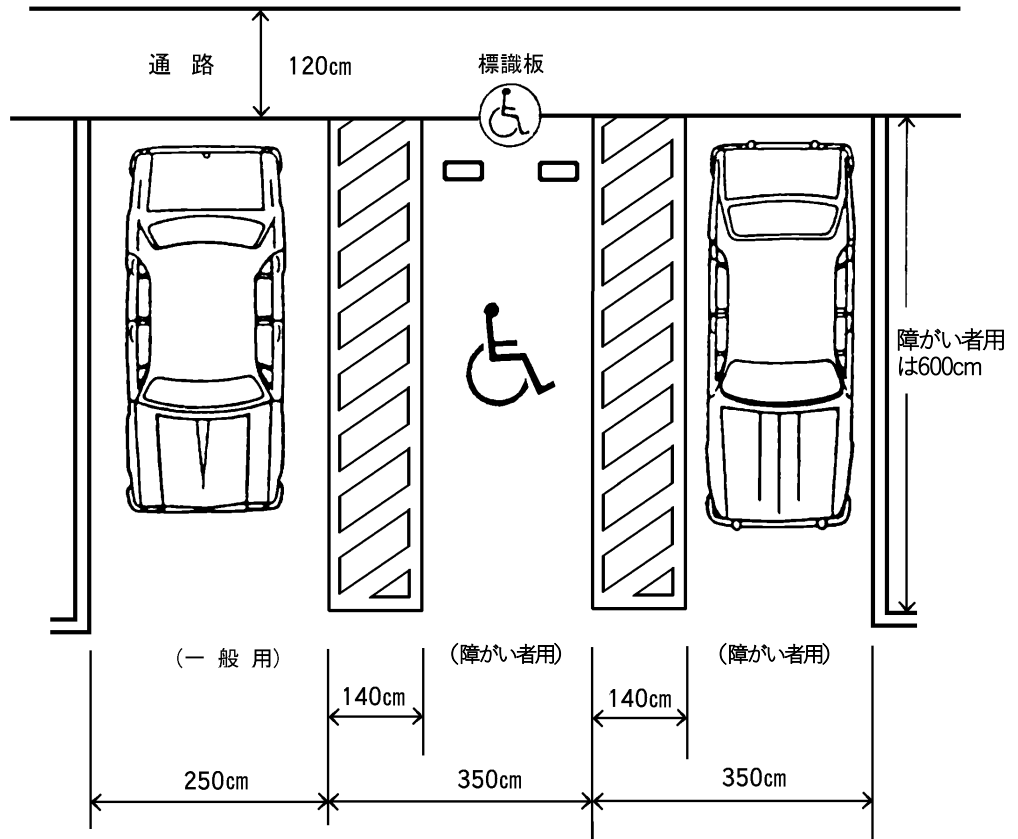


7 駐車場

項目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備考
区画数 車いす使用者用駐車区画 (設置場所) (区画の幅) (表示) 通路	<p>(一) 利用者の用に供する駐車場(知事が認める特殊な装置のみを用いるもの(以下「機械式駐車場」という。))を除く。)を設ける場合にあつては、車いす使用者用駐車区画が1以上設けられていること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>● 全駐車台数が200以下の場合は、2%以上の数とし、全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数の1%に2を加えた数以上とすること。</p> </div> <p>(二) (一)の車いす使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 外部出入口に近接した場所に設けられていること。 (2) 幅は、350cm以上であること。 (3) 車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(三) 外部出入口のそれぞれから(二)に定める基準に適合する車いす使用者用駐車区画に至る駐車場の通路は、次項(一)から(三)までに定める構造であること。</p>	<p>・350cmは車いす使用者が自立して乗降できるスペース</p> <p>・34ページ参照</p>
<p>(設計上の参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立体駐車場の場合には、車いす使用者用駐車区画はなるべく1階に設ける。2階以上または地下に設ける場合は、エレベーターの近くに設ける。 ・床面に障害者シンボルマークを塗装表示するか、標識等を設置する。 ・車いす使用者用駐車区画および通路の床面の仕上げは、凍結防止について配慮する。 ・傘をさせない人のために、屋根等の整備を行う。 		

駐車場の例



車いす使用者用駐車区画の標識の例



国際シンボルマークによる標識の例